誓　約　書

私（法人にあっては、代表者及びその役員）は、笛吹市下水道条例第１０条の１第１項第４号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

 年　　月　　日

 住　 所

申請者　　氏　名

代表者氏名

笛吹市長　様

笛吹市下水道条例（抜粋）

(指定の基準)

第１０条　市長は、第８条第１項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による指定を行う。

（１）から（３）まで略

（４）　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　第１５条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ウ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ　法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

オ　工事業者(法人にあっては、代表者)が財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程第１７条第１項第２号、第３号又は同条第２項の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから２年を経過していない場合

２、３ 略